

第2回 繁華街における客引き行為等への対策会議資料

令和2年12月15日（火）10時
小倉リーセントホテル ガーデンホール

- 1 各種アンケート調査結果について 資料1・2
 - ・客引き行為等実態調査
 - ・来街者アンケート
 - ・小倉繁華街住民・店舗アンケート

- 2 市の取り組み状況 資料3
 - ・客引き業者聞き取り
 - ・小倉繁華街マナーアップキャンペーンの実施

- 3 他都市の状況 資料4

- 4 今後のスケジュールについて 資料5

繁華街における客引き行為等への対策検討会議構成員名簿（50音順、敬称略）

分野	分類
学識経験者（都市計画）	大学教授
学識経験者（行政法）	大学教授
学識経験者（法律）	弁護士
地域の代表	商店街組合
住民の代表	住民団体
学生	大学生

※必要に応じて、オブザーバーを招聘する。

小倉繁華街「客引きアンケート」調査結果

	来街者アンケート	住民アンケート	店舗アンケート
目的	小倉繁華街において、通行人から聞き取り調査を実施	小倉繁華街の近隣住民へアンケート調査を実施	小倉商店街の店舗へアンケート調査を実施
調査日時	令和2年8月21日(金)～ 8月24日(月) 17時～21時	令和2年10月28日(水) 10時～17時	令和2年10月26日(月) 10時～21時
調査方法	指定されたエリアにおいて、調査員が来街者に対して聞き取りアンケートを行う。	指定されたエリアにおいて、調査員が住居宅(2100世帯)へアンケート用紙をポスティングで配布。封書、FAX、インターネットでの回答を受付	指定されたエリアにおいて、調査員が小倉魚町商店街店舗(500世帯)を訪問、アンケート用紙を手渡し。封書、FAX、インターネットでの回答を受付
有効回答数	762件 ※1	409件	269件
客引き等を受けた経験 ※2	ある：53.3% (55.8%) なし：42.1% (44.2%)	ある：72.4% (72.7%) なし：27.1% (27.3%)	
客引き等を受けた時間帯 (複数回答)	11時～17時：2% (5%) 17時～19時：24% (46%) 19時～21時：27% (51%) 21時以降：9% (17%)	11時～17時：5% (7%) 17時～19時：44% (60%) 19時～21時：58% (79%) 21時～0時：31% (42%)	
声掛け等を受けた業種 (複数回答)	①飲食店：47% (88%) ②性風俗：7% (14%) ③カラオケ：4% (7%) ④スカウト：2% (4%)	飲食店：67% (92%) カラオケ：13% (17%) 性風俗：10% (13%) スカウト：5% (6%)	
客引きの迷惑経験があるか (つきまとい、たちふさがり等)	ある：21.9% (22.1%) ない：77.1% (77.9%)	ある：33.3% (43.5%) ない：43.3% (56.5%)	
客引きの犯罪トラブルがあるか (ぼったくり等)	ある：4.9% (5.0%) ない：94.3% (95.0%)	ある：4.2% (5.6%) ない：69.4% (94.4%)	
客引きについての印象 (複数回答)	①通行の邪魔：40% (42%) ②突然声をかけられ不快：22% (23%) ③見苦しい、街のイメージを損なう：21% (22%) ④飲食店を探すのに便利：15% (15%) ⑤値段交渉ができる：8% (8%) ⑥街のにぎわいに必要：7% (7%)	①通行の邪魔：77% (77%) ②見苦しい、街のイメージを損なう：56% (56%) ③突然声をかけられ不快：46% (46%) ④飲食店を探すのに便利：6% (6%) ⑤街のにぎわいに必要：3% (3%) ⑥値段交渉ができる：3% (3%)	①通行の邪魔：83% (84%) ②見苦しい、街のイメージを損なう：72% (73%) ③突然声をかけられ不快：56% (57%) ④飲食店を探すのに便利：4% (4%) ⑤街のにぎわいに必要：3% (3%) ⑥値段交渉ができる：2% (2%)
客引き対策は必要か	必要：41.9% (43.9%) 必要ない：53.5% (56.1%)	必要：66.7% (69.5%) 必要ない：29.3% (30.5%)	必要：72.9% (75.1%) 必要ない：24.2% (24.9%)
具体的な客引き対策 (複数回答)	①警察による巡回指導：32% (80%) ②防犯カメラの設置：27% (67%) ③迷惑店舗の店名公表：15% (38%) ④条例などの法的規制：11% (28%) ※「行政による巡回指導」の項目なし	①警察による巡回指導：46% (67%) ②条例などの法的規制：38% (55%) ③迷惑店舗の店名公表：31% (45%) ④行政による巡回指導：30% (43%) ⑤防犯カメラの設置：27% (39%)	①警察による巡回指導：58% (75%) ②条例などの法的規制：49% (63%) ③迷惑店舗の店名公表：42% (54%) ④行政による巡回指導：41% (53%) ⑤防犯カメラの設置：30% (39%)

※1 ■北九州市84.9% (うち小倉北区44.5%、小倉南区22.1%、門司区9.7%) ■県内(市外)7.5% (うち福岡市26.3%、行橋市14.0%、京都郡8.8%) ■県外5.9% (うち山口県46.7%、東京都8.9%、大阪府6.7%)

※アンケート結果は「有効回答数」に対する割合。また()内は「有効回答数」のうち「無回答」を除いた人数に対する割合

アンケートに寄せられた声（一部を抜粋）

【客引きに否定的な意見】

- 飲食店の客引きが魚町辺りの交差点（A-18、A-19）に複数人居り、通行すること自体困難と常態化している。マスクすらしておらず、一刻も早く排除していただきたい。【住民アンケート・男性・対策不要】
- 大変迷惑しております。営業時間中にかかわらず店の入口の前や周辺に立ち、集まって大騒ぎしたり、飲食喫煙…。何度注意しても全く聞き入れず、同じ行為を続けます。最近では人数も増え更にエスカレートしてます。朝出勤すると食べかす、びん、かん、ペットボトルが放置してありたばこの吸い殻もすごいです。またガラスを傷つけられたり、ツバを吐きかけられたりよくあります。犯罪にもつながりそうで怖いです。お客様や観光客の方も「怖い、通りづらい、イメージが悪くなる」などの声をよく聞きます。実際違う通りを通るようにしていると言う方もいらっしゃいます。警察に通報して来てもらっても、その時だけで去るとまた同じです。何の罰則もないので、彼らはのさばり放題です。そもそも客引きの仕事もしているようには見えず、騒いで遊んでいるだけにしか見えません。なぜこんな人たちに泣き寝入りしないといけないのかと思うとこの場所で商売する事も考えてしまいます。【店舗アンケート・衣料品、身の回り品・対策必要】
- 居酒屋キャッチはマスクもしないで至近距離にくるのは今のご時世あり得ない行為 四つ角のど真中に数人で固まっているのもとても見苦しいしみっともない 他県から北九州に来た人から見たら印象は最悪だと思います ちなみに付きまといがないのは居酒屋には道を塞ぐと邪魔って言うのと道を開ける為 揚げ屋のおばあさんは目の前で警察に通報するから ただこれをやっているといつ自分に大なり小なり身の危険が及ぶかもしれないのでできればやりたくないです 日々生活する上で色んな意味で安心して通れる場所であってほしいです【住民アンケート・男性・対策不要】
- 都内やその周辺地域では区や市の条例で店の敷地外における客引き行為を全面禁止しているところが多い。小倉でも同様の条例を設けてほしい。【住民アンケート・男性・対策必要】

【客引きに一定の理解を示す意見】

- 客引きは飲食店にとって売上を上げる1つの手段であり、それを廃止するのはどうかと思います。それを廃止することにより、その人達は職を失います。しかしその反面、彼らが迷惑な行為をしている事も事実であると思います。キャッチされ、お店に入るお客様は、ドリンクサービスなどのクーポン付きで入店することが多く、メリットもあります。只、迷惑行為になっては本末転倒でありますから難しい所だと思います…。キャッチの仕方、通行人への迷惑にならないような声掛けの仕方など指導をするなど、解決する方法はあるので、難しい事実ではあると思いますが、問題解決に向け頑張ってください。【店舗アンケート・飲食店・対策不要】

- 「破れガラス理論」に代表させられる様に一事が万事、大きな波紋を広げる前に芽はつみとる事が大切です。但し、コロナ渦の中生き残りをかけ一生懸命になっているのも一面の事実です。許可制にするかルール化するか一定の歯止めを守る仕組みがあればある程度の自由な商習慣としてにぎわいの一端になれば良い効果も出ると思います。「客引き」というマイナスイメージを払拭させ「にぎわい」というプラスイメージに変える事が出来れば「三方良し」という小倉の魚町周辺のイメージアップになると思います。ただ規制だけより良いアイデアがあればと心から願います。【店舗アンケート・飲食店・対策必要】
- ここ10年の間、魚町たくさんの飲食店、特に居酒屋が増えました。年々競争がきびしくなり、立地の悪い店などは人通りの多い場所で客引きをしないと苦しいと思います。また今年のコロナ渦で飲食店は大きなダメージを受けています。このような状況の下で客引きをして営業する店に同情します。たくさんの飲食店は町に多様性を生み出します。規制を増やせば安全・安心な町に近づきますが、魅力ある街になれるのか【店舗アンケート・飲食店・対策必要】

【その他】

- コロナで客引き側も必死だとは思いますが。死活問題なので。ただ、行き過ぎた行為も不快です。法的な規制まで行かずとも、客引きに関するマニュアルを、作成するのも方法かと。作成し、客引きする側、される側、双方が認識する事によって、ラインが作られ、わかりやすくなると思います。巡回したところで、その一瞬、客引き側も手を引くだけかと。その上で、改善されなければ、条例等の規制も検討の余地になると警告した上で、どの程度マナーが守られるか？が第一段階ではないかと思います。【住民アンケート・女性・無回答】
- 当店は客引きが行われているところから少し離れた場所ですが、もし店の周辺で行われていけば、「自分のところも」と考えるかもしれません。コロナ禍のご時世でするのでどの店舗も生き残りに必死だと思います。全てを規制してしまうのではなく、ルールやマナーを決め、お客様を案内できるようにして、なんとか街の灯を消さないように対策をしてほしいと思います。【店舗アンケート・飲食店・対策必要】
- 客引きはして頂いておおいに結構です。しかし見苦しい若者も居ます。例えば、一生懸命真面目にお声掛けしている方（店）もいらっしゃれば、ただ集まってダラダラと通行品をながめていたり私語したりして、とうてい対価を頂いている行動には見えません。後者の様な若者を見ると大変不愉快ですし活気とは真逆の行動です。その辺りを客引き行っているお店様のオーナー様へ徹底して教育をさせていただけないでしょうか？するならば誰が見ても好感の持てる姿勢でやるべきですし、何のためにしているのかを理解してもらった上で、大いに街の賑わいのひとつとしてがんばって頂きたいと思っています。【店舗アンケート・サービス業・対策必要】

令和 2 年 1 1 月 1 8 日

事業者 各位

市民文化スポーツ局
安全・安心推進課長 南 秀幸

小倉繁華街における客引きに関する意見聴取会への参加について（お願い）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、商店街をめぐる状況は、新型コロナウイルス感染症が全国的に増加傾向となり、先行きが読めないものとなっています。

こうした中、売り上げを確保しようとする飲食店等による客引きについて様々な意見が寄せられています。

現在、北九州市では、条例の制定を含めた客引きを適正化するための方策を検討しているところです。

つきましては、実際に客引きを行っている方からの意見を伺うため、下記のとおり意見聴取会を開催することとしました。

年の瀬を控えお忙しいとは存じますがご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 開催日時 令和 2 年 1 1 月 2 6 日（木） 1 3 時～1 7 時のうち 3 0 分
- 2 開催場所 北九州市役所 2 階 安全・安心推進課会議室
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 2 参加申込 参加希望の有無を、別紙「小倉繁華街における客引きに関する意見聴取会参加確認書」でご提出ください。
- 3 提出方法 F A X 又は E-mail でご提出ください。
- 4 提出期限 令和 2 年 1 1 月 2 4 日（火）正午まで
- 5 その他
 - ・ 意見聴取は 3 0 分程度を予定しております。参加希望欄に第 3 希望までご記入ください。
 - ・ 同時に複数の団体から意見聴取を行うことがあります。
 - ・ 新型コロナ対策のため①マスク着用の徹底②入口での検温③1 事業者 2 人までにご協力ください。
 - ・ 「参加を希望しないが意見を出したい」という場合は、別紙「小倉繁華街における客引きに関する意見書」を提出してください。

問い合わせ先

市民文化スポーツ局 安全・安心推進課

担当者 重野、南

電 話 (0 9 3) 5 8 2 - 2 9 1 1

F A X (0 9 3) 5 8 2 - 3 8 8 9

E-mail shi-anshin@city.kitakyushu.lg.jp

小倉繁華街における客引きに関する意見書

所在地	
名称（屋号）	
代表者	
客引きをする理由	
客引きを規制することについて	
客引きを規制された場合の影響	
その他客引きに関するご意見	

※ 欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和2年12月1日
市民文化スポーツ局

報道各位

「小倉繁華街マナーアップキャンペーン」の開始について

北九州市では、12月4日（金）から、「小倉繁華街マナーアップキャンペーン」を開始します。

12月は、忘年会シーズンで人出が増え、また、執拗な客引き行為や禁止区域での喫煙、ゴミのポイ捨てなどといった迷惑行為が増加することが予想されます。

そこで、小倉繁華街全体のマナーアップを図るために、これらの迷惑行為への注意喚起や、外出時のマスク着用の呼びかけなどを行う「小倉繁華街マナーアップキャンペーン」を行います。

記

1 行事名

小倉繁華街マナーアップキャンペーン

2 日時

令和2年12月4日（金） 18：00～ 街頭啓発活動
18：30～ 商店街パトロール

3 場所

小倉駅南口前ペDESTリアンデッキ

4 内容

（1）マナーアップ啓発活動

「執拗な客引き行為」や「禁止区域でのゴミのポイ捨て・路上喫煙」などといった、条例で禁止されている各種迷惑行為への注意喚起や外出時のマスク着用の呼びかけに関する啓発物を配布します。

（2）大型ビジョンを活用した広報啓発

小倉駅前大型ビジョン「グリーンライザ北九州」において、上記の迷惑行為の禁止やマスク着用を呼び掛けるマナーアップ動画を1か月間放映します。

（3）商店街パトロール

市内事業者と連携し、上記の迷惑行為の注意喚起や、マスク着用の呼びかけを行うパトロールを実施します。

【問合せ先】

市民文化スポーツ局 安全・安心推進課
電話 093-582-2911
担当 宮久、重野

政令市の客引き条例

	条例制定前の状況	全ての公共の場所	重点地区	禁止区域	違反者への指導等	命令違反者等の公表	罰則
大阪市 H26.10.1 全部施行 H29.6.1 一部改正	・長さ25メートルの戒橋に約100人の客引きが次々に声かけ、断つてもつきまとう等、悪質な行為が横行していた。	・拒絶の意思を示している者への客引き行為等を禁止。 ・客引きや勧誘のための立ちふさがり等を禁止。 ・上記の2つをさせる行為の禁止。 ・違反者に対しての指導や質問が可。	・重点地区＝「客引き行為等の適正化のために重点的に取り組む必要があると認める区域」 ・指定等に住民や営業を行う者の意見が必要。 ・客引き行為等の適正化に向けて、必要な施策と市民等の自主的な活動の支援を実施（住民と連携したパトロール活動等）。 【重点地区】 キタ地区、ミナミ地区、北新地区の3か所	・禁止区域＝「重点地区の道路のうち、特に必要があると認める区域」 ・指定等に住民や営業を行う者の意見が必要 ・客引き行為等の禁止。 ・隣接する場所での客引き行為等については可能。	○指導等 【対象】客引き行為等をし、又はさせた者 1段階：「指導」とそのための「質問」 2段階：「勧告」（勧告書を交付） 3段階：「命令」（命令書を交付） ○書類等提出要求・立入調査等 【対象】客引き行為等をするもの等 ・書類等の提出要求、関係人への質問、店舗や事務所等への立入調査ができる。	【対象】命令違反者や立入調査等を拒む者等 【公表事項】 1 命令の内容 2 氏名と住所 3 命令違反の特定に必要な事項 4 禁止行為に係る店舗等の名称と所在地（市長が認める場合のみ） 【その他】 ・公表前に理由の通知と意見陳述の機会を与える必要がある。 ・土地又は建物の所有者または管理者へ公表内容を通知できる。	【対象】命令違反者や書類等提出要求・立入調査等を拒む者等 【罰則】5万円以下の過料 【その他】 ・過料処分を行おうとするときは相手方に予め告知書を交付し、期限を定めて弁明書の提出による弁明の機会を与えなければならない（市長が認める場合は口頭でも可）。
京都市 H27.9.1全部施行 R2.4.1 一部改正	・木屋街、河原町地域をはじめとする市内の繁華街において、繁華街を訪れる市民や観光客が客引きに立ちふさがられたり、月輪問われたりする等、大きな問題となった。	・事業者等は、客引き行為等をし、又はさせることがないように努めなければならない。	規定なし	・禁止区域＝「市民等の安心かつ安全な通行を確保するために客引き行為等を禁止する必要があると認められる区域」 ・指定等に審議会の意見が必要 ・客引行為等の禁止 ・禁止区域を活動範囲に含む商店会等は、客引き行為等を行わせないための取組を自主的に推進するものとする。 【自治組織の責務】 ・禁止区域を活動の範囲に含む自治組織は、客引き行為等が行われることのないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすものとする。 【禁止区域】 祇園・河原町区域、東院院錦小路周辺、京都駅北側周辺区域の計3か所	○指導等 【対象】客引き行為等をし、又はさせた者 1段階：「指導」 2段階：「勧告」 3段階：「命令」 ・警察へ情報提供その他必要な協力を求めることができる。 ○報告・立入調査等 【対象】客引き行為等をし、させた又は疑いがある者 ・必要な報告を求めることができる。 ・対象者の店舗、事務所、営業所その他施設（店舗等）に対する立入調査や質問ができる。	【対象】 命令に5日間従わなかった者、立入調査等を拒む者等 【公表事項】 1 氏名と住所 2 当該行為に係る店舗等の名称と所在地 3 命令の内容（命令違反者のみ） 4 その他市長が必要と認める事項 【その他】 ・公表前に対象者への通知と意見を述べる機会を与える必要がある。 ・対象者が意見を述べた場合、当該意見の要旨を併せて公表する。 ・土地又は建物所有者又は管理者に対し公表内容を通知できる。	【対象】命令違反者や報告・立入調査等を拒む者等 ※命令違反者（客引き行為をしたもの、させたもの）に加えて、法人の代表者等も過料の対象 【罰則】5万円以下の過料
川崎市 H28.9.1 全部施行	・川崎駅東口周辺に居酒屋やカラオケ店の客引きが約160人おり、「立ちふさがり」や身辺へのつきまとい等により、市民の平穏な通行を妨害していた。	・事業者等は、客引き行為等をし、又はさせることがないように努めなければならない。	・重点地区＝「市民等の安心かつ安心して通行、利用可生活環境確保のために客引き行為等を特に防止する必要があると認められる区域」 ・指定等に区域内の関係団体等の意見が必要。 ・客引き行為等の禁止。 【重点地区】 川崎駅東口周辺の1か所	規定なし	○指導等 【対象】客引き行為等をし、又はさせた者 1段階：「指導」 2段階：「勧告」 3段階：「命令」 ・県等へ、違反行為者に関する情報等を提供できる。	【対象】命令違反者 【公表事項】 1 氏名、住所、店舗の所在地、代表者氏名 2 命令の内容 3 その他市長が必要と認める事項 【その他】 ・公表前に理由の通知と意見陳述の機会を与える必要がある。	【対象】命令違反者 【罰則】5万円以下の過料
名古屋市 H30.10.1 全部施行	・名古屋駅周辺、栄、金山などの繁華街において、数年前から客引きが現れるようになり、多いときは200人を超えるようになった。それと同時に、通行人への「つきまとい」や居酒屋間のトラブルの増加等、問題視されるようになった。	・事業者等は、客引き行為等をし、又はさせるときは、安心・安全で快適な都市環境を阻害しないよう努めなければならない。	・重点地区＝「客引き行為等の対策に重点的に取り組む必要があると認める区域」 ・指定等に学識経験者等の意見が必要。 ・客引き行為等の禁止等に関する自主的な取組（自主的なパトロール活動など）を行う団体に必要な支援を行う。	・禁止区域＝「重点地区のうち、安心して通行・利用できる快適な都市環境の形成に特に必要があると認める区域」 ・指定等にあたり学識経験者等の意見が必要。 ・客引行為等の禁止。 【禁止区域】 名古屋駅地区、栄地区、金山地区の3か所	○指導等 【対象】客引き行為等をし、又はさせた者 1段階：「指導」 2段階：「勧告」 3段階：「命令」 ○報告・立入調査等 【対象】客引き行為等をし、させた又は疑いがある者 ・必要な報告を求めることができる。 ・対象者の店舗、事務所、営業所その他施設（店舗等）に対する立入調査や質問ができる。 ・市民及び事業者等からの情報を関係機関に提供できる。	【対象】命令違反者や立入調査等を拒む者等 【公表事項】 1 違反等をした旨 【その他】公表前に理由の通知と意見陳述の機会を与える必要がある。 ・土地又は建物所有者又は管理者に対し公表内容を通知できる。	【対象】命令違反者や報告・立入調査等を拒む者等 ※命令違反者（客引き行為をしたもの、させたもの）に加えて、法人の代表者等も過料の対象 【罰則】5万円以下の過料

政令市の客引き条例

	条例制定前の状況	全ての公共の場所	重点地区	禁止区域	違反者への指導等	命令違反者等の公表	罰則
<p>仙台市H31.4.1 全部施行</p>	<p>東日本大震災以降、市内の繁華街における居酒屋やカラオケ等の客引きが増加し、路上でのたむろにより通行の疎外となることや、ゴミのポイ捨てなどマナーが悪いことが問題となった。</p>	<p>規定なし</p>	<p>規定なし</p>	<p>・禁止区域＝「市民等の安心して通行・利用できる環境確保に特に必要があると認められる区域」 ・指定等に仙台市安全安心街づくり推進会議の意見が必要。 ・客引き行為等の禁止。 ・客引き行為等で客として店舗に立ち入らせることを禁止。 ・屋外で従業者等に宣伝させる場合、客引き行為等の禁止の指導が必要。 【町内会等の協力】 ・市や禁止区域を地区に含む町内会等は、客引き行為等をさせないための取組を協力して行うものとする。 【禁止区域】 仙台駅前の1か所</p>	<p>○指導等 【対象】客引き行為等をし、又はさせた者、客引き行為等で客として立ち入らせた店舗 1段階：「勧告」 2段階：「命令」 ・警察へ情報提供その他必要な協力を求めることができる。 ○報告・立入調査等 【対象】客引き行為等をし、又はさせた疑いがある者 ・必要な報告を求めることができる。 ・対象者の店舗、事務所、営業所その他施設（店舗等）に対する立入調査や質問ができる。 ・警察やその他関係団体に対し情報提供その他必要な協力の要請できる。また、警察等への情報提供もできる。</p>	<p>【対象】命令違反者や立入調査等を拒む者等 【公表事項】 1氏名及び住所 2公表の原因となる事実 3その他市長が必要と認める事項 【その他】 ・公表しようとする場合、相手方の意見陳述の機会を与えなければならない。 ・土地又は建物所有者又は管理者に対し公表内容を通知できる。</p>	<p>【対象】命令違反者や報告・立入調査等を拒む者等 ※客引き行為等で客として立ち入らせた店舗も過料の対象 ※命令違反者（客引き行為をしたもの、させたもの等）に加えて、法人の代表者等も過料の対象 【罰則】5万円以下の過料</p>
<p>熊本市 H31.4.1 全部施行</p>	<p>一部地域で居酒屋やカラオケ店の従業者や専門業者による客引き行為が増加し、その一部が道路中央に立ち、通行の妨げになる等の状況について、地元商店街から対策要望が挙がっていた。</p>	<p>・事業者等は、客引き行為等の禁止に関し、従業員への指導、監督等を行うよう努めなければならない。</p>	<p>規定なし</p>	<p>・禁止区域＝「公共の場所における客引き行為等を禁止するために必要があると認められる地区」 ・指定等にあたり審議会の意見が必要。 ・客引き行為等の禁止。 ・客引き行為等で客を店舗に入れることや従業員等にすることを禁止。 ・土地又は建物を貸与する者は、貸与契約の締結に際し、「相手方に違反行為をしないことと、違反行為があった場合は解除可能とすることを定めること」といった趣旨の措置を講ずるよう努めなければならない。 【地域団体の責務】 ・禁止地区を活動範囲に含む地域団体は、巡回、啓発等の客引き行為等を行わせないための自主的な取組を推進するよう努めるものとする。</p>	<p>・○指導等 【対象】客引き行為等をし、又はさせた者、客引き行為等で客として立ち入らせた店舗 1段階：「指導」 2段階：「警告」 3段階：「命令」（命令書を交付する） ○報告・立入調査等 【対象】客引き行為等をし、させた又は疑いがある者 ・必要な報告を求めることができる。 ・対象者の店舗、事務所、営業所その他施設（店舗等）に対する立入調査や質問ができる。 ・違反行為の特定のためビデオカメラ等で撮影できる。 ・警察に対する情報提供や助言、その他必要な協力要請や、関係団体に対する協力要請ができる。</p>	<p>【対象】命令違反者 【公表事項】 1氏名、住所、店舗の所在地、代表者氏名 2命令の内容 3違反者を特定するために必要な事項 4違反行為に係る店舗等の名称及び所在地（市長が必要と認める場合） 【その他】 ・公表しようとする場合、相手方の意見陳述と証拠の提出の機会を与えなければならない。 ・土地又は建物所有者又は管理者に対し公表内容を通知できる。</p>	<p>【対象】命令違反者や報告・立入調査等を拒む者等 ※客引き行為等で客として立ち入らせた店舗も過料の対象 ※命令違反者（客引き行為をしたもの、させたもの等）に加えて、法人の代表者等も過料の対象 【罰則】5万円以下の過料</p>
<p>浜松市 R2.4.1 全部施行</p>	<p>道路中央や交差点内でも客引き行為が行われるなど、安全な通行に支障をきたし始めたため、地元自治会や商店街から市条例制定の要望が挙がっていた。</p>	<p>・事業者等は、客引き行為等をし、又はさせるときは、安心・安全で快適な生活環境を阻害しないよう努めなければならない。</p>	<p>規定なし</p>	<p>・禁止区域＝「市民が安心して通行、利用できる快適な生活環境の確保のために特に必要があると認める区域」 ・指定等に周辺住民や関係団体の意見が必要。 ・客引き行為等の禁止。 【禁止区域】 新浜松駅前の1か所</p>	<p>○指導等 【対象】客引き行為等をし、又はさせた者 1段階：「指導」 2段階：「勧告」 3段階：「命令」 ○報告・立入調査等 【対象】客引き行為等をし、させた又は疑いがある者 ・必要な報告を求めることができる。 ・対象者の店舗、事務所、営業所その他施設（店舗等）に対する立入調査や質問ができる。 ・市民及び事業者等からの情報を関係機関に提供できる。</p>	<p>【対象】命令違反者や立入調査等を拒む者等 【公表事項】 1違反者等に該当するものであることとその内容 2氏名及び住所 3違反にかかる店舗、事務所その他施設の名称及び所在地 4公表対象者が弁明した場合の弁明内容 5その他市長が必要と認める事項 【その他】 ・公表する前に理由の通知と意見陳述の機会を与える必要がある。</p>	<p>【対象】命令違反者や報告・立入調査等を拒む者等 ※命令違反者（客引き行為をしたもの、させたもの）に加えて、法人の代表者等も過料の対象 【罰則】5万円以下の過料</p>

[トップページ](#) [暮らしの情報](#) [安全と快適](#) [客引き行為等対策の推進](#)

(現在の位置) 名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例を制定しました (平成30年4月1日施行)

名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例を制定しました (平成30年4月1日施行)

ソーシャルメディアへのリンクは別ウィンドウで開きます

[Twitter](#)

[シェア](#)

[このページを印刷する](#)

最終更新日：2020年12月1日

条例の目的

市民や事業者等が、名古屋市と協働して、安心して通行し、利用することができる快適な都市環境を形成し、魅力と活力のある安心、安全で快適なまちづくりに寄与することを目的として、平成30年4月1日より「名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例」が施行されました。

客引き行為等の定義について

客引き行為等とは、道路、公園その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」といいます。）において行われる次の4つの行為をいいます。

客引き行為： 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為。

客待ち行為： 客引きをする目的で、相手方となるべき者を待つ行為。

勧誘行為： 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事する者となるように勧誘する行為。

勧誘待ち行為： 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為。

主な事例

客引き行為、勧誘行為とは、次の1から3のポイントを全て満たす行為です。（3については、3の1、3の2のどちらか）

主な事例

ポイント	主な事例
1. 公共の場所で行われる行為	道路、公園 など
2. 相手方を特定して行われる行為	通行人等の中から、特定の人に近づいて行う、寄り添いながら行う、または足を止めさせて行う など
3の1. 客とするために誘う行為（客引き行為）	お客となるようお店を探しているか尋ねる、交渉を持ちかける、店へ誘う など
3の2. 役務に従事する者となるよう勧誘する行為（勧誘行為）	仕事に従事するよう職を探しているかどうか尋ねる、交渉を持ちかける、職場に誘う など

客引き行為についての詳細な定義や事例等についてはこちらをご確認ください。

[「名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例」における客引き行為について \(PDF形式、121.78KB\)](#)



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード \(無償\)](#) してください。(外部リンク)

市・市民・事業者等の責務

市の責務

条例の目的を達成するため、客引き行為等の禁止等について市民及び事業者等の意識の啓発等に努めなければなりません。

客引き行為等の禁止等に関する施策の実施にあたっては、関係機関及び関係団体との連携を図り、必要な協力を求めるものとします。

客引き行為等に対して、市民及び事業者等から苦情または意見があったときは、適切に処理するよう努めなければなりません。

市民の責務

市が実施する客引き行為等の禁止等に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

事業者等の責務

公共の場所において、客引き行為等を行い、または行わせるにあたっては、安心、安全で快適な都市環境を阻害しないよう努めなければなりません。

事業者等は、市が実施する客引き行為等の禁止等に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

客引き行為等禁止区域の指定等について

客引き行為等対策重点区域

市民及び事業者等と協働して客引き行為等の対策に重点的に取り組む必要がある区域を「客引き行為等対策重点区域（以下「重点区域」といいます。）」に指定することができます。

客引き行為等対策重点区域の指定要件

地域団体等から禁止区域の指定に関する要望書が提出されていること

ただし、当該団体は、安心・安全・快適まちづくり活動の実績を要します。安心・安全・快適まちづくり活動とは、主に下記の活動をいいます。

町を美しくする運動、交通安全市民運動、生活安全市民運動、青少年育成運動、防災安心まちづくり運動、犬猫ふん害等対策活動、歩行者喫煙等対策活動、自転車駐車対策活動、防犯灯設置等活動 等

※ 要望書提出の意向をお持ちの団体は、まずは地域安全推進課にご相談ください。

客引き行為等を行う者が一定数存在すること

客引き行為等禁止区域

重点区域のうち、安心して通行し、利用することができる快適な都市環境を形成するために特に必要がある区域を「客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」といいます。）」に指定することができます。

客引き行為等禁止区域の指定要件

地域団体等から禁止区域の指定に関する要望書が提出されていること

ただし、当該団体は、重点区域と同様に安心・安全・快適まちづくり活動の実績を要します。

客引き行為等を行う者が多数存在すること

地域における定期的、継続的で自主的な安心・安全・快適まちづくり活動が行われていること

ただし、禁止区域指定後は、客引き行為等の禁止等に関する取り組みを定期的に行うことが必要となります。

平成30年10月1日より客引き行為等禁止区域が指定されます

客引き行為等禁止区域の指定について-平成30年10月1日指定される禁止区域についての説明です

客引き行為等禁止区域における客引き行為等の禁止


何人も、禁止区域においては客引き行為等を行い、または行わせてはなりません。


禁止区域における指導等の実施

禁止区域において客引き行為等を行い、または行わせた者に対しては、指導、勧告、命令を順番に行い、命令に違反した場合、氏名等を公表したり、5万円の過料を科すことがあります。

条文


条文

[客引き行為等の禁止等に関する条例 \(PDF形式、83.69KB\)](#) 

[客引き行為等の禁止等に関する条例概要版 \(PDF形式、1.47MB\)](#) 

名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例周知チラシ

条例の周知チラシです

[名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例を制定しました \(PDF形式、1.87MB\)](#) 

令和2年度 繁華街における客引き行為等への対策会議
スケジュール

年月	実施項目
R2年8月11日	・第1回 対策検討会議 (現状報告、実態調査・来街者アンケート実施方法の検討)
R2年8月7日 ~17日	・実態調査の実施
R2年8月21日 ~24日	・来街者アンケートの実施
R2年10月下旬	・第2回 対策検討会議 (調査結果報告・対策の方向性の検討)
R2年10月下旬 ~11月上旬	・住民・店舗アンケートの実施
以下調整中	・第3回 対策検討会議 (具体的な対策の検討) ・市民意見の聴取 ・第4回 対策検討会議 (市民意見結果報告・具体的な対策のとりまとめ)

「今後の客引き対策についての意見」記入用紙

お名前	
今後の客引き対策について（ご自由にご記入ください）	

提出先：市民文化スポーツ局 安全・安心推進課

※電子メールまたは返信用封筒にてご返信ください。

提出期限：12月23日（水）まで

E m a i l

第1回 繁華街における客引き行為等への対策検討会議 議事録

- 日 時 令和2年8月11日(火) 10:00~12:00
- 場 所 小倉リーセントホテル ガーデンホール
- 出席者 構成員 4名(他欠席1名)
小倉北警察署 署員3名
- 市 側 市民文化スポーツ局長 久保山 雅彦
市民文化スポーツ局安全・安心担当理事 林 礼二
市民文化スポーツ局安全・安心推進部長 日々谷 健司 他
- 議 事 (1) 北九州市の客引きの現状と対策
(2) 他都市の状況
(3) 客引きの実態調査および来街者アンケート調査実施について
(4) 今後のスケジュールについて

(1) 北九州市の客引きの現状と対策

構成員

公聴会の位置づけとはよくわからないので、どういう形でどういう意見が出たか教えてほしい。

→事務局

広聴課が市役所にあり、市民からの要望苦情の窓口になっている。その中での客引きの苦情は、平成30年に1件、平成31年に1件、令和2年には8月5日現在、5件あった。イメージダウンや邪魔になって迷惑だという内容。また、マスクをしていなくて声をかけられるという苦情もあるようだ。

(2) 他都市の状況

構成員

他都市条例の集計表に記載された、指導、勧告、命令というのは最短でどのくらいの日数がかかるのか。

→事務局

三か月から半年間だと聞いているが、都市により状況等が違うので、一概には言えない。

構成員

規制範囲について指導、勧告、命令とあるが、それは客引きをした業者およびそれをさせた業者両方ということになるのか

→事務局

両罰規定を設けて当事者と雇った側も同じように規制している市もあるようだ。

→構成員

やはり客引きをさせる方のニーズがあるので、そこに制裁がないとあまり、実行性がないのかと思う。

→事務局

補足だが、ある都市が、客引きをする店舗に貸した側についても規制すると聞いている。

構成員

二点教えてほしい。

まず一点、資料2の条例制定後の問題点として、客引き行為をさせた者の実態がつかみにくい、仙台市と名古屋市の客引き行為を行わせた者の指示した証明が難しいとあるが、この辺に弱点があると思うが、もしここについて、何か説明があったら教えていただきたいのが一点、

福岡市での話をしていたが、かなり逮捕者が出るほど、繁華街も大きく、問題があると思うが、市で条例を制定することを今の時点で考えていないとのことで、これについて今、行政と団体で協力し、見回っているという話だったが、その方々がその対応についてどう考えているのか、もし知っていたら教えていただきたい。さっき福岡市は県の条例でやってほしいという態度だということだが、北九州市では市議会で提言されたり、広聴課への意見など市民の中から意見が出てくると、市のイメージにかかわるので、市が動いているというのは分かりやすいが、福岡市ではそういう形での発展がないから動かないのかどうか、教えてほしい。

→事務局

まず一点目の客引き行為をさせた実態がつかみにくいという部分だが、市は捜査権を持っていないので、どうしても限界がある。自治体によっては、立入調査をするよう条例に定めているが、また、どこかの自治体では条例改正をして、立入調査権を付与したところもあったようだ。担保しようとしているが、警察のようにはいかないようだ。

福岡市に関しては、福岡市の事をどこまで言っているかわからないが、博多駅筑紫口客引き対策協議会をはじめとした18団体が市に対して条例制定に関する陳情書を出していると聞いている。ただ福岡市の方ではあくまでも現時点ではという話だが、カメラの設置や、指導員の配置といった現実的な対応というのがまず優先される、条例を作れば解決する問題ではないという認識のもとにまずはそういったことをやっていると聞いている。立場としては、いろいろと意見があると思う。我々も昨年から県の方で条例を作ればいいじゃないかという事を言っているし、それと同じ意見だと思うが、この客引き行為自体が、広域的な話ではないのかと、そうするとやはり県の方で対応するべきものではないかという考えはある。

一方で先ほど県の方の見解を話したが、「実態行為がない、県の方で一律に規制するのは県も広く、いちいち規制するのは、なかなか実態がない以上難しい」「各地域によって客引き自体は別にいいよというところもあるだろうし、あるいは客引き自体を辞めてほしいというところもあるだろう。地域によって違いがあるので、県の方ではそ

れは難しい」と言っていた。

座長

条例制定している政令市が7都市あるが、制定した都市はどういった経緯で制定したのかその辺の情報を教えてほしい。

→事務局

基本的には、地域住民の方々からあるいは商店街の方々からそういう声が上がったと聞いている。例えば大阪市は非常に状況が悪く、街全体で問題があったという話があったようで、結構なお金をかけて条例を作って対策をしているという話を聞いている。街の住民の方やあるいは商店街の方々の要望が大きいと思っています。

(3) 客引きの実態調査および来街者アンケート調査実施について

構成員

アンケートで性別と年齢があるが、地元の方なのか他都市から来た方なのか区別があった方が、地元は気にしていなくても他都市から来た人からすると色々ある場合を考えると、それも加えた方がいいのではないか。

→事務局

了解した。

座長

今回●●さんが、各商店街代表でご参加いただいているが、これまでの日常的なところで、見ている様子とか何か気になるとか経験などがあつたらご意見をどうぞ。

構成員

私の意見が自治会というか、住民の皆さんの意見の総意かどうかはわからないが、4、5年前から（客引きが）ずいぶん増えてきて、そして3年位前に地域の層々たる方で協議会というのを立ち上げてもらい、その段階でだいぶ減るんじゃないかと少しは期待していた。先の事はわからず、どういう人たちが（客引きを）やっているのかわからない状況だったが、パトロールをしたり、ポスターを貼ったりして、モラルとマナーに訴えて減るのじゃないかと期待していたが、全く減る様子もなく、どんどん増える一方で、また、あれだけ出ているなら自分の店も出しているのではないか、儲かるのではと考えてるかわからないが、個人でお店が出すのではなく、組織的になっていった。みなさんはよく知っているかもしれないが。

僕ら（のように）住んでいたり、（商品などを）売っていたりする者は、警察や行政の方に相談すると、いろいろ一生懸命親身になってくれる。（警察の）生活安全の方は「あんたが行ったらダメ、行くと向こうもまた喧嘩までとは言わないけど、普通の人ではないから。いろいろ知恵を貸すので、まず、警察に電話してください」という話になっていたのだが、事務員が目視した時に、（電話を）ずいぶんかけるが、事務員も7時前には帰ってしまうので、そのあとは増えて来る。けども、警察が来た時は排除できるけど、

条例がない、後ろ盾がないという事ですぐ客引きに来る。もういちごっこで、僕らも1回心折れた人もいる、もう無理だとこれは、1年、2年位前、それでも、一回何とか皆さんやりましょうという心で声かけしながら電話をかけても、今、客引きが多い状態になっているよと言っても、それは一時的な物でなかなか収まらない、電話をしても難しいという状況になってきて、本当に行き詰っている状態ではあった。そこへこういう昔からの流れの中で動いていただけるという事は住民にとっては大変ありがたい。

僕もまたどんどん意見を集めながらこちらの方に持ってきてほしいとは思っている。僕個人的な意見になると別の話になる。

構成員

やっぱり他都市から来られた方は小倉の駅前降りられて、客引きの方がたむろして非常に怖いと、やくざは無くなったと聞いたのにやっぱりまだおるとかそんな意見の方がやっぱり多い。もう組織的に二つのグループに分かれていてそれがバックに反社の方がついているのかどうかかわからないが、そのイメージが非常にあるので、何とかしてもらいたいと思っている。

●●さんも自分の店に入る時に腕をつかまれてもっといい店があるよって、見境がないですからね。地元としては条例化していただいて、少しでも客引きがなくなるようにお店の前も含めて全て客引きがなくなるようにしてもらえば一番ありがたいと思っている。

座長

今、少し実状を伺ったが、やはり私も魚町界隈を利用しているが、結構こういう会、条例まで行く行かない、行ける行けないは別として少なくともこういうアクションをしていくことはすごく大事だと思っている。

アンケートの内容についてのご意見は●●さんからどこから来たとかいう事を加えるとのことだが、その他に何かあったらお願いします。

構成員

中身についてではなくて、これはこれで意味があると思うが、もう一つ、今話を聞いて、近隣住民の方々の簡単なアンケートでも、声でもいいので、市でやると中立性があるので、できればお伺いしたい。そこにはフリーコメントというか別に長く書いてくれというわけではないが、もしかしたらそれぞれの方に何か怖いとかいう事だったので、それから聞いて気になったのが2つのグループがあるとか実態をつかめている方もいるかわからないが、それぞれに何か思いがあるのかと思ったので、もし可能であれば、近隣住民の方々のアンケートの実施をできる範囲でしていただくと大変参考になるのでお願いしたい。

→事務局

はい、検討させていただきます。

(4) 今後のスケジュールについて

構成員

予定スケジュールの中に客引きをしている業者とのやりとりは何かあるのか。条例を作るために必要ではないのか。または、条例ができてから行うのか。

→事務局

客引き業者に対しては、もちろん、条例を作るという話になれば、事前にこういう条例ができるという情報を事前に流して、それに応じていつからという事でそういった話になろうかと思う。ただ、(条例を)作る場合はいろんな考え方があるので、そういった話を聞くのは、一つの方策ではあると思う。

座長

最後、全体を通して何か言い忘れた事等ありましたらどうぞ。

→事務局

今日ご欠席の構成員からメールをいただいているので読ませていただく。

「私は資さんうどんの近くを週3回22時ごろに通るのですが、毎回客引きが通路の真ん中に立っていて通りにくいです。また、その先のセブンイレブン付近にも客引きがたくさんいます。近くにのぼりが設置してあるにも関わらず、客引きが減っていないということは、のぼりの効果は薄いのではないかと思います。また、パトロールされている方も時々見かけますが、常時その場にいるわけではないので、パトロールの人が来た時だけ客引きを止めれば良いという考えになっているのかもしれない。そのため、各ポイントに監視カメラを設置し、さらに「悪質な客引き行為監視中」のような常時監視の目を向けておくことをアピールするのが対策として有効だと考えます。」というご意見をいただいている。

→座長

たしかに先ほどたちごっこという話があったように、まさにその通りだと思う。

構成員

コロナで住んでいる方とか、飲食店はものすごく大変な時期ではある。客引きをしている業者も客引きを雇う飲食店も、みんな同じように大変。だからもっと過激になるだろうし、本当に今飲食店が一番厳しい所で、あの通り(魚町)を通りたくないというお客さんが大変増えていっている、ちゅうぎん通りを通ったり、平和通りを頑張って買物に行くと、そういうお客さんも増えていっている。飲食店の話に戻すが、一日でも早くという事でもないだろうし、条例が全てではないだろうが、なんとかご協力いただければと思う。よろしくお願いします。